

REAL TIMES

1995.4.5. No.1

[REAL TIMES は外国人地震情報センターが発信する、外国人支援者向け情報誌です。]
外国人地震情報センター TEL: 06-941-4793 FAX : 06-941-5875

■おもな項目 (95.3.25.~4.1.)

1. 「阪神大震災と在日外国人」中間報告会 - 3.25. (財) とよなか国際交流協会
2. 災害救助法に基づく医療費支給の申し入れ - 3.31. 神戸市へ
3. 災害弔慰金の支給に関する交渉 - 3.31. 兵庫県へ
4. 第7回地元NGO／外国人救援ネット - 3.31. 中山手教会にて
5. 外国人地震情報センター第1回総会 - 3.31. エル大阪にて

(全5ページ)

■REAL TIMESについて

外国人地震情報センターでは母国語ホットラインやニュースレターなど、外国人被災者にたいする情報提供を主に活動してきましたが、地元NGO／外国人救援ネットや外国人被災者支援連絡協議会など、外国人支援を行う団体のネットワーク間の連絡役を担ってきました。

支援が長期化する一方、被災者の拡散や既存の外国人支援団体からの情報リクエストもあり、支援者側の情報共有の重要性が増してきた実状を踏まえ、これまでの「議事録」的な役割からさらに踏み出して、情報を発信していくことに致しました。

REAL TIMES の名称は、今起こっていることを共有して欲しいという同時性と、外国人地震情報センターの略称=FEIC が、Fake(うそ、まがいもの) を想像させるのに對し、その反対語で、現実、ほんものを意味する Real を用い、現実を伝えたい気持ちを表したものです。類似した名称があればごめんなさい。

週刊をベースに発行し、外国人支援団体を中心に全国へFAXで配信します。

これまで情報を伝えたかったが媒体がなかった、よりタイムリーに情報が欲しい、そんな方々のお役に立てばと考えています。どうぞご利用ください。

(田村 太郎)

■外国人地震情報センター■

阪神・淡路大震災に際し、外国人への情報提供を目的に1月22日、ワラボラやRINKなどの市民団体のメンバーが中心となって設立された。母国語ホットライン（10言語で対応）や各国語版ニュースレターによって、日本語を母国語としない被災者の方々へ、震災に関する情報を提供し、生活支援活動を行ってきた。設立以降、相談件数は1000件を超えている。（4月1日現在）

今後は震災の枠を超えて、日本語を母国語としない人たちへの情報提供と、外国人住民のおかれている状況のアピールとを軸に、活動の機能を継続していく予定。

[代表] 丹羽雅雄

[事務局長] 田村太郎

[所在地] 〒540 大阪市中央区常盤町1-4-12

常盤セントラルビル 3階

TEL: 06-941-4793 FAX: 06-941-5875

活動継続へご支援を！！
活動資金が不足しています。

ご協力お願いします。

郵便振込口座: 00940-3-38938

口座名: 外国人地震情報センター

1. 「阪神大震災と在日外国人」中間報告会

3月25日、外国人被災者の状況と支援活動の中間報告として、とよなか国際交流協会が開いた「阪神大震災と在日外国人」は、会場が満席になるほどの反響で、外国人被災者への感心が高いことにあらためて驚かされた。

参加者と主な内容は次の通り。

★神戸学生青年センター 飛田雄一 館長

- ・留学生・就学生への生活一時金（3万円）の支給が700人を超えた。
- ・古い木造アパートに住んでいたので被害が大きかったと思われる。
- ・KDDの提供で無料国際電話を開設したが、母国に電話するのは最高のメンタルケア。

★弱者支援センター 呉光現 氏

- ・在日コリアンにとっては歴史上の転換点。
関東大震災時のような虐殺が起こらなかった
「生まれてこの方朝鮮人の世話になるとは思わなかった」といって民団の焼き出しにならぶ日本人の姿が印象的。民族の違いを超えて助け合った。

★外国人地震情報センター 田村太郎 事務局長

- ・外国人がなぜ震災弱者といわれるのか？－言葉の壁と制度上の壁－
- ・医療費・弔慰金について厚生省、県・市などと交渉。
- ・災害時だけでなく日常的に母国語での情報提供が必要。

★外国人被災救援委員会とよなか 葛西美紗 実行委員長

- ・仮住居の提供を実施。提供者700人を超える。
- ・マッチングの難しさ 提供側：白人、留学生、英語圏を希望
申込側：非白人、労働者、英語圏外が多い
- ・ホームステイタイプより、住居としての希望が多かった。

2. 災害救助法に基づく医療費支給の申し入れ

今回の震災では5500人の死者を出したのはいうまでもなく、多くの負傷者を出した。その医療費の取り扱いはおおむね次のようにになっている。

- 1月中の医療費は、現場の混乱からカルテがなかったり、保険証の提示が不可能だったことから、病院が昨年比8%増して県へ概算請求する。
- 救護班で行われた一次応急的医療活動は、災害救助法にもとづいて無償。
- 2月以降は、健康保険の1割／3割の本人負担も免除。

外国人は1年以上の在留資格がないと国民健康保険に加入できない。被災負傷者の援助を健保制度の枠組みで対応しているため、超過滞在者を中心に、医療費が支払えない重傷者が、少なくとも5名いる。

災害救助法は、緊急災害時に災害によって医療のみちをたたれたものを救済すべく、「医療」を実施するよう定めており、救護所を設け、救護班を編成しなければならない。厚生省はこの「医療」の範囲を救護班による一次応急的なものに限定し、医療機関に搬送された場合は、健保の枠で対応している。（3月20日交渉）

しかし、災害で被災するのは保険加入者に限られるはずもなく、被災者全てが救済されるべき災害救助法に基づいて彼らの医療費を負担するべきだ、との理論から、地元NGO／外国人救援ネット、外国人被災者支援連絡協議会を中心に、3月3日に県、3月20日に厚生省と交渉をもつた。

3月31日、神戸市との交渉でも、厚生省の見解がしめされ、国の資金を運用する立場としては厚生省が認めないうちは出せない、との回答だった。

3月3日の県との交渉では、

1. 災害救助法の対象は、在留資格を問わない。
2. 災害救助法の医療は、救護班またはそこを経由した病院・診療所によっておこなわれたものに限定される。

との回答を得ている。これによれば入院中の保険未加入者も災害救助法で救済できるはずである。

今後、次項の弔慰金問題と共に厚生省の見解がポイントとなってくる。

3. 災害弔慰金の支給に関する交渉

3月20日の交渉で、厚生省は弔慰金の支給対象者を次のように限定した。

1. 災害弔慰金は市町村が災害でなくなった住民の遺族に対し弔慰の意を示すため、条例に基づいて支払われる。
2. 居住の実体が認められれば、住民登録に関わらず住民として認める。
3. ただし、入管法上強制退去の対象となるものは、住民として認められない。

条例に基づくという点から、支給主体である神戸市と兵庫県に3月31日、在留資格の有無に関わらず震災でなくなった全ての遺族に弔慰金を支給するよう、要望書を提出了。

県・市の回答の主なポイントは次の通り。

1. 災害弔慰金の支給に関する条例は、全国統一の準則があり、国が解釈の権利を有するので、厚生省が入管法を前提とする見解を示している以上、従わざるを得ない。
2. 弔慰金の負担は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっている。
3. 旅行者については、たとえば東京都民が神戸旅行中になくなった場合でも、東京都の住民であるので、東京都が支払う。（国は「支払わない」としている。）

医療費に続いて弔慰金も、当該法の厚生省の「見解」がネックになっている。

県・市とも厚生省の解釈が国際的に見て通らないことを察知しており、「内国人・外国人平等」の原則から、支給すべきだと考えている。

そこで市・県の担当者と、NGO側の代表者で3者会談を開き、外国人支援に向けて行政が何ができるか、民間は何ができるか、について議論の場を設けることとなった。（非公式）

第一回は4月7日（金）。

4. 第7回地元NGO救援連絡会議／外国人救援ネット

3月31日、中山手カトリック教会で地元NGO救援連絡会議／外国人救援ネットの第7回会議が行われた。

＜出席者＞ 飛田（議長：神戸学生青年センター）、草地（地元NGO）、森木（RINK）、村田、マリア、千葉（中山手カトリック教会）、吉富（関西ボリビア協会）、村井（ちびくろ保育園）、目賀田、田村（外国人地震情報センター）

<議題>

1. 医療費・弔慰金に関する市・県との交渉の報告
2. 日赤義捐金について
3. 生活再建へ向けた新たな取り組み

★1.2.については前項を参照。

★日赤義捐金について

4月3日、日赤兵庫支部と3回目の義捐金交渉がもたれた。その詳細は次項で述べるとして、マリアさんが代理人となって兵庫支部へ申請している外国人登録のない被災者への支給状況が報告された。

これまで通り、申請から支給まで10日前後かかり、窓口に決裁権はなく「上に上げる」。居住証明を「公式なもの」に限定しており、震災前に届いた郵便物や電気・ガスの領収書は有効だが、震災後にかかれた大家の一筆は、日本人では区役所などで認められているにもかかわらず、無効とされている。

東京などへ避難した被災者への日赤義捐金の広報が不十分では、との心配の声がマリアさんからだされた。帰国者も含めてどういう広報の手段があるのか、考える必要がある。

今後、2次配分にむけて、1次配分の時のような事務処理がされないよう注目し、交渉の中でも取り上げていく。

★生活再建へ向けた新たな取り組み

田村から外国人地震情報センターが協力しているイベント・企画の報告があった。

1. 5月20日・21日、在日外国人情報誌連合会主催の「阪神大震災チャリティ・フリーマーケットが東京で行われる。
2. 4月16日、民族教育支援のためのチャリティディスコが関西空港近くの遊園地で行われる。
3. リサイクルの取り組みと被災者への物資支援を組み合わせた「あげます・ください列島リレー（案）」を連合が中心となってJNAPという組織を作り、企画している。日本語を母国語としない人たちへの告知、通訳などのフォローをセンターで協力する。

外国人被災者にとって「ください」の第一希望は仕事だと、冗談のようなシビアな意見がだされ、それはまったくその通りで、イベントを打つにしても「仕事」を中心に、彼らの生活再建の手がかりとなるようなものとすべきだとの意見が出た。

南駒栄公園で避難生活を送るベトナム人が、4月1日からベトナム料理の屋台を中央区はじめ、生活自立のひとつのケースとして注目している。これらエスニック料理の屋台が定期的に集まって営業できる空間づくりなど、多様な可能性を持ち寄って、被災者自身の参加できるプランを次回、話し合うことになった。

2.の企画から派生して、草地さんから外国人学校の状況について、憂慮すべきとの報告があった。

神戸が外国人にとって住みやすい環境である理由のひとつに、外国人向けの教育機関が充実していることがあげられる。この震災でこれら外国人向けの教育機関も被害を受けたが、日本の学校制度に組み込まれていない場合、補修・再建にかかる費用の補助を文部省から受けられない。避難民を多く抱えたまま、授業の再開もできず経営危機に陥っている学校もあり、このままの状態では外国人への教育の機会がたたれてしまう。

外国人救援ネットとして、今後問題として取り上げていくことを確認した。

次回は、4月7日午後4：30から、中山手カトリック教会にて

5. 外国人地震情報センター 第1回総会

3月31日午後6時より大阪天満橋のエル大阪にて、外国人地震情報センターの第1回総会が行われた。震災以降のセンターの活動と、外国人被災者の状況を報告した。

まず、代表の丹羽雅雄から、災害時においては、全ての被災者に対し、社会保障、住居、食糧、医療など、ひととして平等の権利を持つべきである、しかし外国人被災者は制度的な壁のみならず、言葉の壁にも直面しており、外国人地震情報センターではこれらの壁を解体し、外国人被災者の支援を行っている旨を報告。

活動報告では、ホットライン運営上、膨大な情報収集、事務整理の作業が必要だったこと、相談者の問題解決にはセンターだけでの対応は難しく、問題解決能力を持つ支援団体との協力強化の必要性が指摘された。

ニュースレターはこれまで4号が発行され、1号では諸補償制度の案内、2・3号ではセンターの告知と医療、税金問題などにふれた。4号ではセンターに寄せられた相談から具体例を提示し、よりわかりやすい形での情報提供につとめた。今後は行政や支援団体と協力し、情報収集の強化、配付先の拡充を図り、また配布後のフォローとして相談内容を分析し、紙面を充実させる。

また外国人被災者の状況を中間報告という形でまとめ、制度上の問題として、医療費、弔慰金、日赤義捐金の3点を上げ、支援のネットワークの中で中・長期的に是正に向けて取り組んでゆくことを発表した。

外国人への情報提供のあり方について、マスメディアで働く参加者から、市民団体に頼らざるを得ない、という意見も出た。今後、情報のコアセンターとしてセンターの機能を残していく方向ではあるが、具体的な方針については、次回の総会以降で取り扱うことになった。

* 次回の総会の日時については追って連絡します。

* 当日会場で配られた「外国人被災状況中間報告書」をご希望の方はセンターまで。

■ Kiss FMで5カ語生活情報番組開始 ■

外国人地震情報センターでは被災外国人への情報提供の一環として、3月27日より放送の5カ国語による生活情報番組「K D D Bulletin Board」を制作しています。

Kiss FMは神戸唯一のFM局。震災直後から被災者への生活情報をすばやく流し続けたメディアで、これまでも外国語による情報番組を放送してきた。この番組では、情報の羅列ではなくひとつのテーマを詳しく伝えるものにしていく考え。

放送は午前8時20分と午後9時5分の1日2回。各6分間で、月曜日はスペイン語、火曜日は英語、水曜日はタガログ語、木曜日は韓国語、金曜日は中国語。

Kiss FMの周波数は89.9Mhz。大阪、京都でも受信できる。

■ 外国人労働者問題全国交流集会

「災害時における外国人の人権」をテーマに4月29日、30日の2日間、全国の外国人支援団体が集まって、今後の活動のあり方を話し合う。29日は被災地からの報告や救援活動の経験から討論が行われ、30日は「災害と外国人の人権」の他、医療問題、入管、ジャバニーズ・フィリビノチルドレン問題を中心に外国人の子供の人権などについて分科会がもたれる。

会場は、大阪府同和地区総合福祉センター（環状線・芦原橋下車）。

問い合わせはRINK (06-910-7103) へ。